

プラスチック使用製品廃棄物の 一括回収(プラスチック使用製品 の資源化)について

- 変更点① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応
- 変更点② プラスチック収集回数と排出方法
- 変更点③ 資源物収集回数
- 変更点④ 収集業務の変更
- 変更点⑤ その他事業の見直し
- 変更点⑥ 経費一覧

概要

令和4年4月

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行。

プラスチックの資源循環を促進するため、

市町村に「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集等」の努力義務。



再商品化方法：①容器包装リサイクル法に基づく指定法人への委託

②再商品化計画を作成し、独自のルートで資源化



「①容器包装リサイクル法に基づく指定法人への委託」

による再商品化を選択。

変更点② プラスチック収集回数と排出方法

見直し（案）

- ①可燃ごみ (2回/週) → 変更なし
- ②容器包装プラ (隔週水曜日) → **プラスチック (毎週水曜日)**
- ③資源物 (2回/月) → **(隔週)**
- ④不燃ごみ (1回/月) → 変更なし
- ⑤蛍光灯など (1回/月) → 変更なし

変更点② プラスチック収集回数と排出方法

出し方 (案)

- ※ ペットボトルの出し方は変更しない。
- ※ 収集日は現行と変えず、全地区「毎週水曜日」に設定。

現行

プラスチック製容器包装 



変更後

プラスチック製容器包装 



+

製品プラスチック



硬いプラスチック
(弁当箱、コップ、バケツ、ハンガーなど)



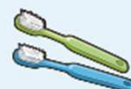
カゴ・桶・椅子



プランター、植木鉢、じょうろ



スポンジ



歯ブラシ



ケース
(CD・DVD、小物入れなど
一辺50cm未満のもの)



変更点② プラスチック収集回数と排出方法

課題 ※ 禁忌品として指定

● 小型家電リサイクル法対象機器



リサイクルを著しく阻害する恐れがあるもの

● 刃物

包丁、カッター、調理用スライサー、安全カミソリなど



● リチウムイオン蓄電池使用機器

加熱式タバコ、モバイルバッテリーなど

※小型のものは「小型家電回収ボックス」にも入れられます。



● スプレー缶、ガスボンベ、ライター、乾電池など



● ガラスの破片



● まな板(厚さ5mm以上)、ラケット、ゴルフクラブのシャフトなどの強化プラスチック製品



● 医療用廃棄物などの感染の恐れがあるもの



などの異物の混入を避ける必要があります。

2回/月から隔週収集に変更

現在、2回/月の収集のため、第5週目がある月は「3週間」の間隔ができる。
年末年始の際は「4週間」の間隔もある。



その結果、

家庭における保管量の増加（雨天は特に）や、
ストックハウスのキャパオーバーが発生。

変更点③ 資源物収集回数



変更点④ 収集業務の変更

現行及び変更後の収集体制

品目	現行			変更後	
	業務日数	収集地区(全20地区) 収集主体・台数		業務日数	収集地区(全16地区) 収集主体・台数
可燃ごみ	4日/週	10地区(24コース) 直営5台、可委託19台		4日/週	8地区 (24コース) 直営5台、可委託19台
容器包装プラ プラスチック	1日/週 (隔週)	10地区(24コース) 直営5台、可委託19台	⇒	1日/週 (毎週)	16地区(48コース) 直営5台、可委託19台
ペットボトル					16地区(新コース設定) 資委託16台、補償5台
資源物	5日/週	2地区 資委託16台、補償2台		4日/週	2地区 資委託16台、補償2台
不燃ごみ	5日/週	1地区 補償2台		4日/週	1地区 補償2台
蛍光灯など	5日/週	1地区 補償1台		4日/週	1地区 補償1台

現 行

資源物
不燃ごみ
蛍光灯など

全20地区を5日/週の業務の回収

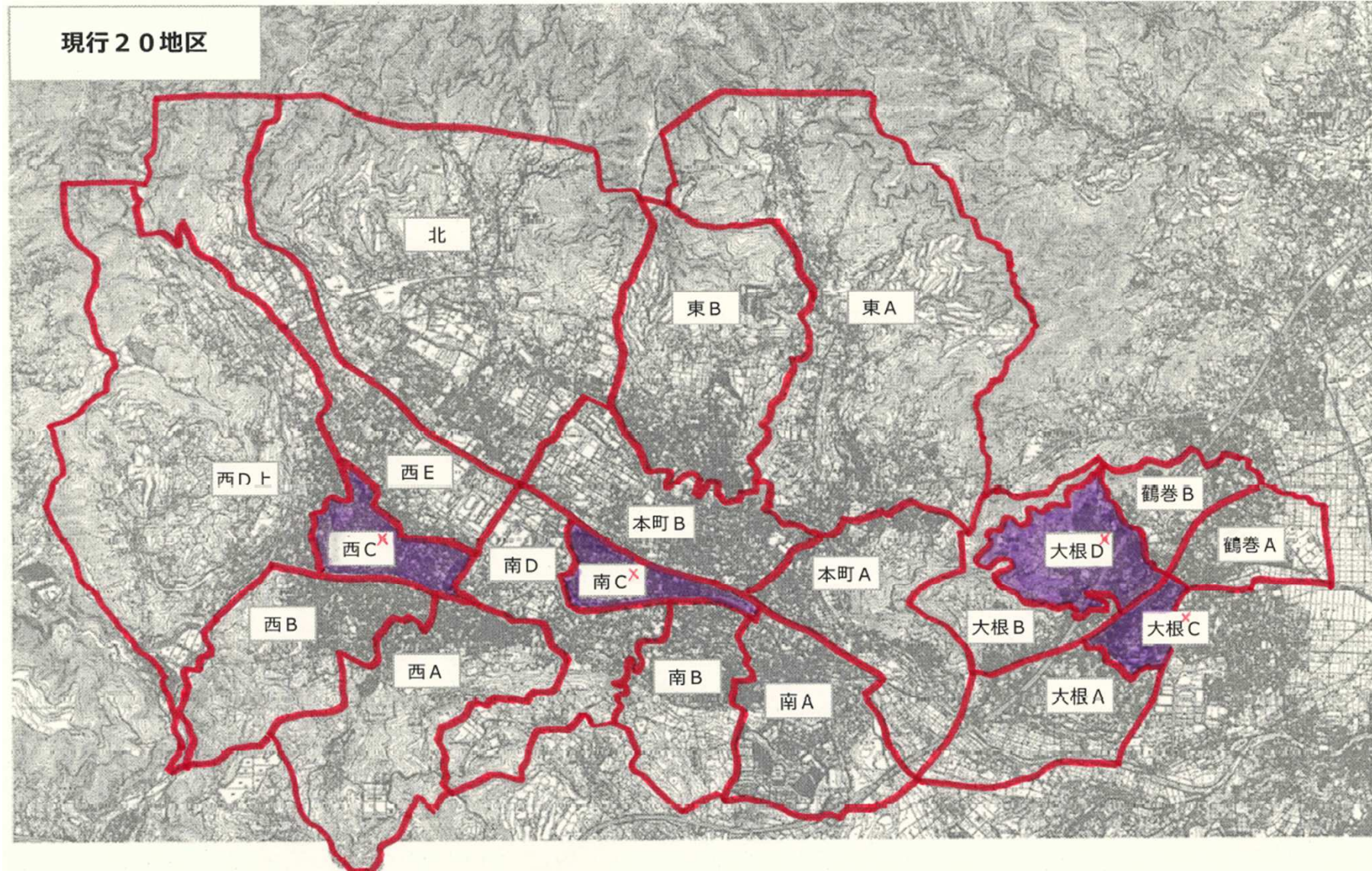
変更案

- ・ 20地区⇒16地区に再編
- ・ 5日/週の業務を ⇒ 4日/週に変更

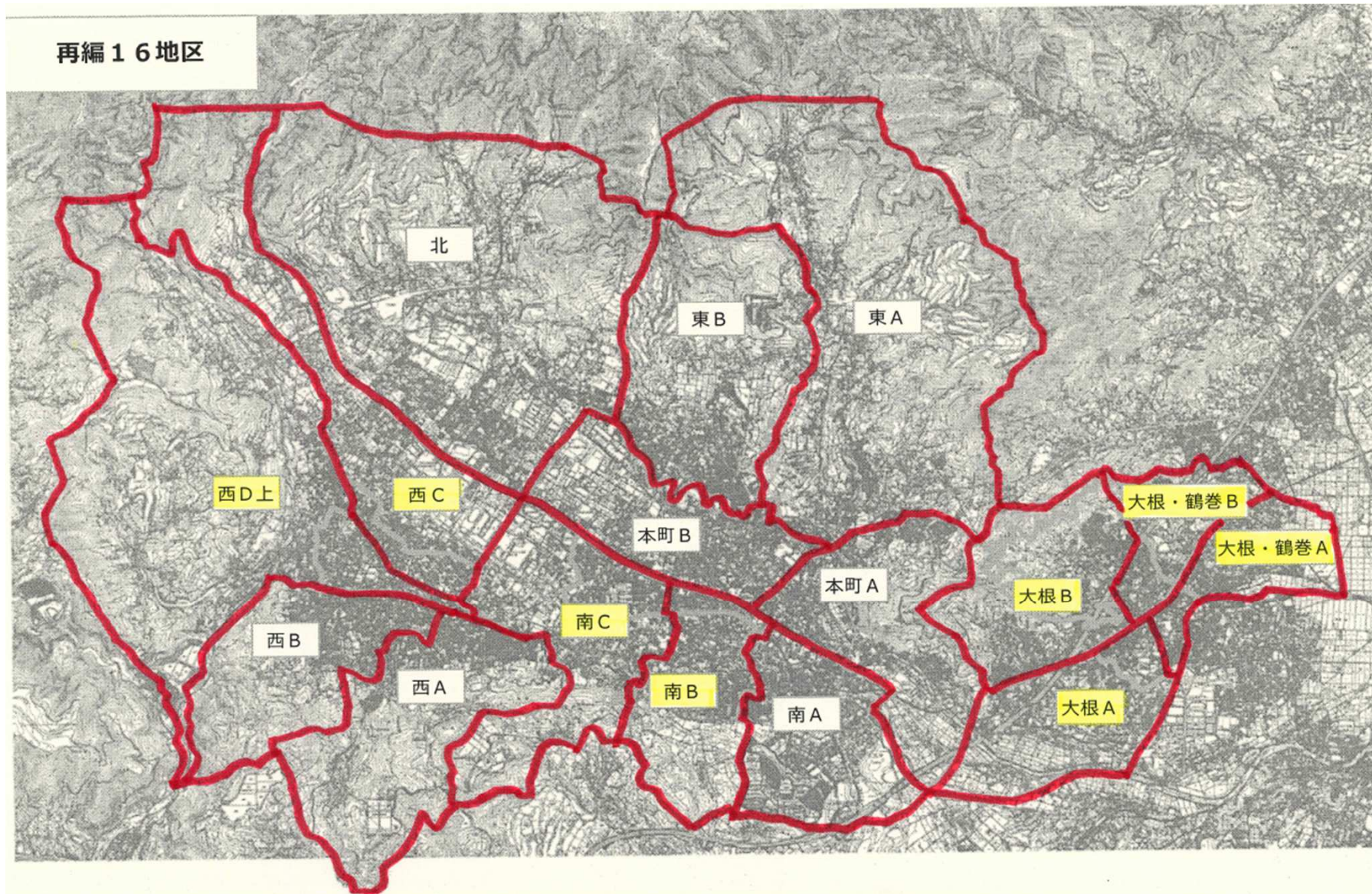


毎週水曜日を「プラスチック」に設定可能！

変更点④ 収集業務の変更



変更点④ 収集業務の変更



変更点④ 収集業務の変更

現 行：「容プラ」「ペット」を1台で回収（1コースを2周）

容器包装プラ 24コースを24台で回収

**ペットボトル 容プラ回収後、同コースを
同車両が回収**

変更案：「プラ」「ペット」を別々の車両で回収

プラスチック 48コースを24台で回収

**ペットボトル 資源及び補償の車両（21台）
が別に回収**

変更点⑤ その他事業の見直し

1 集団資源回収促進事業の廃止

年度	実施団体数	回収量	事業費
平成11年度 ①	151団体	3,664.5 ト	34,181 千円
令和元年度	76団体	482.2 ト	4,655 千円
令和4年度 ②	58団体	291.6 ト	2,611 千円
②－①	△93団体	△3,372.9 ト	△ 31,570 千円
②／①	△ 61.6%	△ 92.0%	△ 92.4%

【廃止の理由】

1 実施団体の減少

自治会やPTAなどが対象だが、集団資源を実施しない団体や会員の減少により、実施を取り止める団体が増えているため。

2 集団資源回収の目的


本事業は、平成3年度からごみの減量を目的に実施。平成11年度に分別収集が開始され、現在まで分別品目の増加やストックハウスの充実などにより、市民の分別意識が定着していることから、事業の目的（ごみの減量・分別意識の醸成）は十分に果たしているため。

変更点⑤ その他事業の見直し

2 家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の見直し

非電動式	電動式	ディスポーザー	計	補助金額
45台	157台	20台	222台	7,726 千円

※ R4交付実績



非電動式	電動式	ディスポーザー	計	補助金額
45台	廃止		45台	約 400 千円

[見直しの理由]

1 はだのクリーンセンターの1施設焼却体制に向けた可燃ごみの減量

平成11年度の補助制度の開始以降、令和元年度に1施設化に向けて補助率及び上限額を引き上げた。しかし、現在では1施設化の目途がついたこと、さらにプラ一括回収の実施により約300～500トン/年の可燃ごみの減少が見込まれることから、一定の役割を果たしたと考えられるため。

2 カーボンニュートラルの取組み

カーボンニュートラルに即したライフスタイルを推奨する中で、電気を使用する生ごみ処理機やディスポーザーの補助を廃止し、キエーロ、コンポスターなど非電動式のみを補助対象とするため。

変更点⑥ 経費一覧

歳出増		増額分①
収集運搬業務の変更による増加 (ペットボトル、資源物、不燃ごみ等)		21,500千円
プラスチックの中間処理 ※1		16,500千円
プラスチック再資源化(指定法人への委託料)		32,500千円
計		70,500千円
歳入及び見直し事業		効果額②
歳入	特別交付税措置 ※2	35,000千円
他事業の 見直し	集団資源回収事業費	2,611千円
	家庭用生ごみ処理機購入費補助金	7,326千円
計		44,937千円

【歳出増額分①】 70,500千円 - 【効果額②】 44,937千円 = 25,563千円

※1 500トンの回収増を想定。硬質プラ及び禁忌品対応に係る設備を導入する場合、単価を増額する可能性あり。

※2 特別交付税措置経費は、R4算定根拠に基づく計算による。